巻 頭 言

国際経営研究所所長 照屋 行雄

最近、企業の保有する無形資産(インタンジブルズ)の重要性が認識されている。 企業経営における無形資産価値の重要性が認識されるとともに、企業の無形資産に 対する情報要求が外部利害関係者の間で高まっているのである。

その背景としては、第1に、企業の経営戦略においてインタンジブルズ戦略へのシフトが認められるということである。経済のソフト化やグローバル化、さらにはIT (情報技術) 革命の進展等の経営環境の変化に伴って、企業の経営戦略が、従来の物的資源や財務的資源等の有形資産(タンジブルズ)中心の戦略から、人的資源や知的資源等の無形資産中心の戦略へとパラダイム・シフトしつつある。

第2に、バリュー・ドライバーとしての無形資産の重要性が高まっているということである。企業の競争力やマーケットシェアの重要な源泉もしくはバリュー・ドライバー(企業価値の決定要因)として、従来は有形資産の規模が重視されてきたが、今日ではむしろ無形資産の形成とその認識によって企業価値を説明するウェイトが高くなっている。

このような状況に対して、無形資産に関する従来の会計的取り扱いは、利害関係者の情報要求を十分に満足させるものとなっていない。多くの場合、無形資産はオフバランス項目として処理され、情報利用者に対してディスクローズされることがないのである。とりわけ、有償により取得したもの以外の自己創設無形資産の会計的認識の問題は、将来に残された大きな論点となっている。無形資産の取り扱いに関する会計上の難しさは、次のような理由によるものと理解される。

すなわち、①企業価値評価に当たっては、有形資産を利用することが客観的で有用であると考えられること、②有形資産に比べて、無形資産の会計上の認識と測定が困難であると認められること、③無形資産に対する投資はハイ・リスクを伴うことが多いため、オンバランス化を避ける会計選択が求められること、④無形資産がもたらす将来の経済的便益の発生可能性については、高い不確実性の下にあるとみなされることである。

国際会計基準 (IAS) 第38号によれば、無形資産は次のように定義される。すな

わち、「無形資産 (intangible assets) とは、財・サービスの生産もしくは供給に使用するため、第三者への貸与または管理目的のために保有される物的実体を有さない識別可能な非貨幣性資産である」(par.9)とする。そして、この定義に基づく無形資産の計上要件は、識別可能性、支配および経済的便益の3点とされている。

無形資産は、ブランド、ノウハウ(経営管理システム)、顧客リストなどの知的 資産(intellectual assets)と、のれん、借地権、電話加入権など知的資産以外の無 形資産に分類される。知的資産は、特許権、商標権、意匠権などの法的権利を構成 する知的財産(intellectual property)とそれ以外のものから構成される。知的財産 は、広く無形資産のうち知的活動の成果に対する法的な財産権すなわち知的財産権 と呼ばれる。

無形資産には、少なくとも次のような特性が認められる。第1は、無形資産は将来における経済的便益の獲得が不確実であること、第2は、無形資産はその価値が所有企業並びに時の経過によって変動する性質を持っていること、第3は、無形資産価値の客観的評価が困難で、多くの場合主観的にならざるを得ないということ、第4は、無形資産に対する当該企業の支配が困難であり、将来の経済的便益を独占的に享受できる保証がないということ。

無形資産のオンバランス化に関する適切な情報開示によって、企業価値・収益力の源泉が正しく理解できるようになるとともに、株主・債権者等外部利害関係者との間の「情報の非対称性」が解消されることが期待される。企業の行うディスクロージャーの充実と企業価値の適正な評価を確保する上で、無形資産とりわけ自己創設無形資産の真実かつ公正な会計処理がますます重要となってきている。